

第3次中期事業計画の評価（平成24年度～平成26年度）

高知県信用保証協会

1. 地域の動向及び信用保証協会の実績

高知県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業の健全な育成と地域経済の発展のために尽力してきた。

平成24年度から平成26年度までの3カ年間の信用保証協会の実績についての評価は以下のとおりである。

(1) 地域経済及び中小企業の動向

本県経済は、平成24年度は厳しい状況が続いたものの、平成25年度以降政府の経済政策や県の産業振興計画への強力な取り組みの効果により、緩やかではあるが景気低迷から脱しつつある。ただ、原油安による景気の押し上げ効果が期待されるものの、円安による原材料価格の上昇もあり、本県のような内需型の中小・零細企業の多い地方経済の本格的な景気回復には、なお時間を要するものと見込まれる。

(2) 中小企業向け融資及び保証の動向

金融機関の県内融資動向は、貸出残高については、ほぼ横這いで推移した後、平成26年度に入り僅かながら増加傾向にある。一方で、保証付融資については、資金需要の伸長が見られない中、セーフティネット指定業種の減少等や低金利のもとでの保証料の割高感もあり、平成26年度は前年度並みを確保したものの、保証債務残高は緩やかな減少が続いた。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

セーフティネットの指定業種の減少はあったものの、金融円滑化法終了後における国の中小企業支援の枠組みの構築により、金融機関の支援姿勢にも変わりはなく、企業倒産は抑制されており、代位弁済についても減少が続いている。

ただ、条件変更先については、経営改善計画と業績に大きな乖離のある企業も少なくなく、中小企業者には、自ら経営改善に取り組む姿勢が求められる。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

平成24年度は、大型投資の一巡等を背景に弱めとなり、公共投資も低調。平成25年度は公共投資が増加し、民間の設備投資も持ち直した。平成26年度も、公共投資は引き続き件数・金額とも増加するとともに、民間設備投資についても、再生可能エネルギー関連などが上向いた。

(5) 県内の雇用動向

本県の雇用情勢は、有効求人倍率で見ると、平成24年度0.67倍、平成25年度0.81倍、平成26年度は0.8倍台を維持し、近年にない高水準で推移した。

2. 中期業務運営方針についての評価

平成24年度から平成26年度までの3カ年間の業務上の基本方針についての評価は以下のとおりである。

保証部門から期中管理部門・管理部門・間接部門の順で業務上の基本方針とその評価について記載する。

(1) 政策保証の促進

当協会と取引のある中小企業の大半は小規模・零細企業であり、地域経済にとってはなくてはならない存在であるが、経営環境は厳しく、かつ様々な問題を抱えている。

このような状況を踏まえ、当協会は国、地方公共団体の施策に則り、政策保証であるセーフティネット保証、流動資産担保融資保証、借換保証等の利用促進を每期最重

要項目のひとつとして、金融機関をはじめ外部支援機関と連携し重点的に取り組んできた。

特に、セーフティネット保証については積極的かつ弾力的に取り組んできたものの、当該保証の対象となる指定業種が平成 25 年度期首は 727 業種、平成 26 年度期首には 206 業種と減少してきたことから、ここ数年は件数、残高ともに漸減傾向となっている。

また、平成 25 年 3 月末をもって金融円滑化法が終了したが、その後も引き続き各企業の実情に応じた条件変更（返済緩和）に対応するとともに、経営改善計画に基づく経営力強化保証や事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）などの政策保証を活用し中小企業の資金繰りを下支えし金融の円滑化に貢献した。

（2）期中支援の強化

保証部門では、平成 24 年度より経営支援室を経営支援課へ格上するとともに人員も増員し、保証債務残高 1 億円以上の大口先や条件変更先及び創業先等へのモニタリングを通して現状把握を行い、個別の金融相談等にも応じた。

さらに、金融円滑化法終了後の平成 26 年度には、保証部を再編し経営支援一課、経営支援二課の体制とし、保証部全体で経営・再生支援に取り組む体制とするなど組織体制を充実させた。

このような体制のもと「こうち支援ネットワーク会議」（平成 24 年 9 月創設）の参加機関と情報共有を図るとともに、個別企業の金融支援に協力するための「経営サポート会議」を、平成 24 年度には 5 回、平成 25 年度には 63 回、平成 26 年度には 77 回と積極的に開催し、経営改善計画の策定が必要な先に対しては、協会独自の支援事業により計画策定費用の一部を補助をするなど期中支援の強化・充実を図った。

（3）期中管理の充実

①金融機関との連携強化による企業実態把握

金融機関の営業店舗への積極的な訪問により、延滞や事故報告先についての実態把握に努めた。また、地元金融機関の本部管理部門や各営業店舗と事務手続や問題点等についての意見交換会・勉強会を開催するとともに、若手行員向けの期中管理業務講座を実施し、金融機関の担当者のスキルアップや情報共有も行うことで連携強化を図った。

②被保証人等の実態把握及び資産調査の充実

破産等の法的整理先を除く事故先全件について、呼出による面談や現地訪問を行い、実態を把握するとともに今後の対応方針を決定し、延滞解消による正常化や条件変更等による再生支援対応等の代位弁済抑制を行った。また、資産調査についても、原則全件を対象（破産等は除く）に実施し、求償権の事前行使等による保全強化を図った。

（4）回収の効率化

①早期回収の着手

代位弁済前から債務者等に対し実態把握・資産調査・担保調査等を実施し、速やかに管理回収方針を設定し早期回収に繋げた。

不動産担保処分については不動産業者を活用した任意処分の推進、また、任意処分が困難な先については競売申立を積極的に実施した。その結果、当年度代位弁済に係る回収は、平成 24、25 年度の 94 百万円から、平成 26 年度には 120 百万円へと増加した。

②回収目標額の設定及び目標管理の徹底

担当者ごとの回収目標額の設定と進捗管理を徹底し、計画的な訪問督促、集中管理等を実施するとともに、毎月の管理部会において回収実績・回収事例の発表を行い、回収意識の向上、モチベーション維持、スキルアップを図った。

③管理回収業務の効率化の推進

回収困難な求償権先については、債務者等の現況を把握のうえ、平成 24 年度から

の3ヵ年間で、管理事務停止を963件、8,925百万円、求償権整理を451件、2,293百万円と積極的に行い、管理事務の効率化を図った。また、損害金の一部減免による完済や一部弁済による保証人免除についても、積極的に交渉を行い、回収の最大化に努めた。

第三者保証人非徴求・破産事件の増加・担保価額の下落等の保全内容の質的变化に対応するべく、無担保・有担保求償権の各専担者を決め効率的な回収体制を確立し実績をあげた。

④職員の人材育成

連合会主催の各種研修会への参加のほか、顧問弁護士・裁判所執行官・司法書士等による法務、管理回収業務に関する勉強会や課長等による部課内での勉強会も積極的に実施した。

⑤サービサーを活用した回収の充実・強化

サービサーへの回収業務委託は、平成24年度からの3ヵ年間で318件、3,632百万円を実施し、385百万の回収実績をあげた。

また、現地訪問等により債務者等の現況把握を行い、3ヵ年間で179件、1,737百万円の管理事務停止を行い、管理事務の効率化を図った。

(5) 経営管理態勢の強化等

①経営管理体制の強化を図り、協会業務の健全かつ適正な運営を確保する。

毎月常勤監事を含む役員及び部長による定例会を実施し、実績報告に関連した各種情報の共有化を図るとともに、経営方針に基づく役員への指示を徹底した。また、上期終了後には、年度経営計画の進捗状況について報告し、業務に対する適宜の指示及び方針の周知を図った。

常勤監事による定例監査のほか、随時監査として月次会計監査及び四半期毎の各部に対する業務監査が行われ、経営管理態勢の強化に努めた。

②公的な保証機関として、コンプライアンス体制の充実を図るとともに、反社会的勢力に対しては組織を挙げて対処する。

コンプライアンス関連規程を遵守するとともに、コンプライアンスプログラムに沿った内部研修及び外部講師による研修を定期的実施した。また、暴力団等反社会的勢力の排除への取り組みについても、例年(財)暴力追放高知県民センターから講師を迎え内部研修会を実施するとともに、高知県警察、弁護士等と「信用保証協会高知地区暴力団対策連絡協議会」を開催し、連携強化を図った。

さらに、平成26年度は、組織としての対応強化のため反社会的勢力排除委員会規程を整備した。

③全国統一保証制度等への迅速な電算システム対応に努める。

平成24年度は、全国信用保証協会連合会への負担金還流システム及び、全国統一制度の経営力強化保証への対応を行い、平成25年度は、中小企業会計割引の変更対応及び電子記録債権に対する保証に対応した。また、平成26年度は、求償権整理のデータを日本政策金融公庫へ伝送する対応や協会業種の日本産業分類第13回改訂への変更に対応した。

外部評価委員会の意見等

<保証部門について>

保証承諾実績は、減少傾向が続いたが、平成 26 年度は前年度並みの実績となった。その間セーフティネット指定業種の減少により同制度の実績は減少したものの、流動資産担保融資保証や産業振興計画推進融資などの政策保証に取り組んできている。

また、平成 24 年度末に金融円滑化法が終了したが、経営改善計画に基づく経営力強化保証や、経営改善サポート保証などを活用し、中小企業の資金繰り支援を継続してきたことは評価できる。

<期中管理部門について>

平成 24 年の「こうち支援ネットワーク会議」の創設により、参加機関と情報共有を図るとともに、個別企業の経営改善への取り組みを支援するための「経営サポート会議」による支援を推進し、さらに経営改善計画策定のための協会独自の補助事業を推進する等期中支援の強化に努めたことは評価できる。また期中支援強化のため保証部の組織体制を再編し保証部全体で、期中支援に取り組む姿勢も評価できる。

<管理部門について>

回収困難な求償権が増加している中で、債務者等の実態把握や早期回収への着手、不動産担保の早期換価とともにサービサーの活用など求償権管理の実績は十分評価出来る。代位弁済はこの3年減少したが、今後は増加が見込まれることから、回収の効率化を更に推進されることを期待する。

<間接部門について>

役員及び幹部職員による定例会の実施、常勤監事による定例監査のほか、随時監査として月次会計監査や四半期毎の業務監査を実施しており、今後こうした取り組みを通じて協会業務の適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

コンプライアンス体制については、関連規程を遵守し、コンプライアンスプログラムに沿って外部講師による研修等の内部研修会や

「信用保証協会高知地区暴力団対策連絡協議会」も実施されている。今後それぞれの内容の充実はもとより、持続的に関係機関との連携強化を図り、反社会的勢力の排除に努めていただきたい。

システム関連については、引き続き安定的なシステム運用を行うとともに、国の施策等によるシステム対応に関しても万全を期されたい。

景気回復の局面であるが、県内中小企業については、返済緩和先の多さからしても、今後とも中小企業者の不断の経営努力はもとより関係機関の連携による期中支援が必要不可欠である。

また、今後の地方創生に大きな役割を果たす中小企業・小規模事業者への円滑な資金供給を支える信用保証制度の重要性は更に高まっていくものと考えられるので、引き続き迅速・的確な保証の推進に努めるとともに、国の新たな施策である中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業等も活用することで、経営に関するコンサルティング機能を発揮し、中小企業に対して真の意味での経営改善につながる支援を充実することによって、「中小企業者の良きパートナー、信頼される協会」としての役割を十分に果たしていくことを期待する。